

令和5年7月19日

【延長等対応なし】リフレッシュ旅行補助の取扱いについて

香川県教職員互助会のリフレッシュ旅行につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、旅行が困難な会員が多いことが認められることから、令和元年度以降の該当者には次年度への延長利用を認め、延長利用ができなかった場合は旅行券（期限なし）を発行しておりました。

しかし、令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会情勢も新型コロナウイルス感染症の発生前に戻りつつあることから、新型コロナウイルス感染症による特例対応を終了し、延長等の対応は実施いたしませんのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、以下の点にご留意ください。

1 リフレッシュ旅行について

令和4年度リフレッシュ旅行補助対象者のうち、令和5年度まで延長した認定通知書の交付を受けている方が、令和5年度中に旅行に出発できない場合、旅行券（期限なし）への移行は行いません。該当する方におかれては、令和5年度中に旅行に出発していただくようお願いいたします。

なお、これまでに発行している旅行券（期限なし）は引き続き有効です（期限が付されることはありません。）。

どうぞよろしくお願い致します。

【参考】令和5年度リフレッシュ旅行補助対象となる該当年度

会員期間が次の区分に達した互助会員が、令和5年度内に福利厚生目的の旅行をする場合において、その旅行に要する経費の一部を補助します。（本人及び同行する家族（2親等内）の旅行費用に充当できます。）

該 当 者		補助 限度額
会 員 期 間	互助会起算年月日	
5年に達した会員（6年目の会員）	平成30年4月1日～平成31年3月31日	10,000円
10年に達した会員（11年目の会員）	平成25年4月1日～平成26年3月31日	10,000円
15年に達した会員（16年目の会員）	平成20年4月1日～平成21年3月31日	10,000円
20年に達した会員（21年目の会員）	平成15年4月1日～平成16年3月31日	10,000円
25年に達した会員（26年目の会員）	平成10年4月1日～平成11年3月31日	10,000円
30年に達した会員（31年目の会員）	平成5年4月1日～平成6年3月31日	50,000円

令和5年度に退職（定年退職相当）する会員で会員期間が21～26年に達した会員 （25年に達した会員を除く）	10,000円
令和5年度に退職（定年退職相当）する会員で会員期間が27年に達した会員	10,000円
令和5年度に退職（定年退職相当）する会員で会員期間が28年に達した会員	10,000円
令和5年度に退職（定年退職相当）する会員で会員期間が29年に達した会員	15,000円

※ 該当する会員は、次に掲げる事由により、令和5年度中にリフレッシュ旅行の実施が困難な場合は、「要領様式1 リフレッシュ旅行補助対象者除外申出書」（以下、「除外申出書」という。）を提出することにより、翌年度に申請を延期できるものとする。

- ①育児休業
- ②休職等
- ③内地留学及び海外研修（1年以上の長期のもの）
- ④国公立大学等への異動
- ⑤派遣社教主事
- ⑥都道府県間の人事交流

※ 制度の詳細については、令和5年4月5日付けで各所属あてに通知しております。

また、香川県教職員福利厚生サポートページ (<https://kgbenefit.jp/k7qfg5xh/>)にも掲載しております。

（問い合わせ先）
 一般財団法人香川県教職員互助会
 TEL (087) 832-3796